

## 第6回久慈市議会臨時会会議録(第1日)

### 議事日程第1号

平成20年1月18日(金曜日)午前10時00分開議

#### 第1 会期の決定

議会運営委員長の報告

#### 第2 会議録署名議員の指名

#### 第3 議案第1号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第1号(質疑・討論・採決)

### 説明のための出席者

市長 山内 隆文君 副市長 工藤 孝男君  
副市長 外館 正敏君 総務企画部長 末崎 順一君  
市民生活部長 佐々木信蔵君 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 菅原 慶一君  
農林水産部長 中森 健二君 産業振興部長 卯道 勝志君  
産業振興部附部長 下館 満吉君 建設部長(兼)水道事務所長 嵯峨喜代志君  
山形総合支所長 角 一志君 山形総合支所次長 野田口 茂君  
教育次長 大湊 清信君 監査委員 木下 利男君  
総務企画部長(併)選挙事務局長 根井 元君 監査委員 野田 勝久君

### 会議に付した事件

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第1号 平成19年度久慈市一般会計  
補正予算(第4号)

午前10時00分 開会・開議

議長(下斗米一男君) ただいまから第6回久慈市  
議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

### 諸般の報告

議長(下斗米一男君) 諸般の報告をいたします。  
市長から議案の提出があり、お手元に配付してありま  
す。

### 日程第1 会期の決定

議長(下斗米一男君) これより本日の議事日程に  
入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。大沢  
議会運営委員長。

〔議会運営委員長大沢俊光君登壇〕

議会運営委員長(大沢俊光君) 第6回久慈市議会  
臨時会の運営につきまして、去る1月16日に議会運営  
委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を  
ご報告申し上げます。

今臨時会で審議いたします案件は、市長提出議案1  
件であります。

このことから、会期は本日1日とすべきものと決し  
ました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたしま  
す。

議長(下斗米一男君) お諮りいたします。本臨時

### 出席議員(25名)

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 上 山 昭 彦君  
3 番 泉 川 博 明君 4 番 木ノ下 祐 治君  
5 番 澤 里 富 雄君 6 番 藤 島 文 男君  
7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君  
9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君  
12 番 中 塚 佳 男君 13 番 佐々木 栄 幸君  
14 番 桑 田 鉄 男君 15 番 堀 崎 松 男君  
16 番 大久保 隆 實君 17 番 小野寺 勝 也君  
18 番 城 内 仲 悦君 19 番 下斗米 一 男君  
20 番 清 水 崇 文君 21 番 下 館 祥 二君  
22 番 大 沢 俊 光君 23 番 濱 欠 明 宏君  
24 番 八重櫻 友 夫君 25 番 高屋敷 英 則君  
26 番 宮 澤 憲 司君

### 欠席議員(1名)

11 番 中 平 浩 志君

### 事務局職員出席者

事務局長 亀田 公明 事務局次長 大 橋 良  
庶務グループ 大森 正則 議事グループ 長 内 実  
総括主査 主 事 大内田博樹

会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日1日と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下斗米一男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に大久保隆實君、小野寺勝也君、城内仲悦君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第3 議案第1号

議長（下斗米一男君） 日程第3、議案第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。工藤副市長。

〔副市長工藤孝男君登壇〕

副市長（工藤孝男君） 提案いたしました議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」の提案理由について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、原油価格高騰の影響により灯油価格が上昇していることから、高齢者世帯等を支援するため、福祉灯油券支給事業費を計上したものであります。

事業の内容であります。満65歳以上の高齢者のみの世帯や重度の障害者がいる世帯、母子または父子家庭等で、かつ住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり6,000円相当額の福祉灯油券を支給しようとするものであります。

なお、対象世帯数につきましては3,085世帯程度と試算しているところであります。

1ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,878万8,000円を追加し、補正後の予算総額を199億5,410万9,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（下斗米一男君） 提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 1点お聞かせ願いたいんですが、既に県の福祉灯油に対する助成の内容が報道されていますから説明があったと思うんですけども、この助成対象世帯はこうなっています。「高齢者世帯、障害者世帯、一人親世帯であって市町村民税非課税世帯」。その次ですが、「また、これら世帯に準じる世帯であって」ということが書いてありますけれども、「また、これら世帯に準じる世帯であって」ということは、生活保護受給者の世帯も対象となるというふうに説明を受けているのかどうか、その点お聞かせいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 報道等による県の考え方についてでございますけれども、県につきましてはまだ情報の段階でございます。県においても、2月に予定されております県議会において正式な要綱、考え方について上程されるものと考えてございます。

ただいまの情報につきましては、まだ県の内部の協議段階というふうにとらえておりますので、そこについては確実な情報として私どもに通知が来ているものではございません。

以上です。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） そうしますと、2月定例県議会で議決の後に説明があるということなんですか。県との関係だと、やっぱりそういった説明があるとか、あるいはそういった点での情報が流れてくるのではないかなと思うんですが、そうしますと、今回の件についていえば2月定例県議会で議決の後に出るということなわけですか。

その場合、「これら世帯に準じる世帯であって」ということについての説明があった場合、新たに対応することも視野に入れておいていいのかお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 県の考え方については県の考え方でございます。私どもは、自分たち内部で検討いたしまして、今回提案している内容につきましては、先ほど、議員も述べましたけれども、非課税世帯であって65歳以上の高齢者世帯等を対象にしてございまして、生活保護世帯については、手前どもにつ

いては対象外、そのように考えております。

以上です。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 何点が質問したいと思います。

まず一つは、市民税の非課税世帯は幾らあるか。

今度の灯油の高騰が各世帯の経済に与える影響というのは非常に大きいわけですが、中でも収入の少ない低所得者の負担の軽減を図るということからすると、高齢者のみではなくて……

議長（下斗米一男君） 質問者、それは個別の内容なので、次の段階。今は総括ということですので、よろしいでしょうか。

1番（梶谷武由君） 失礼しました。

議長（下斗米一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」。

質疑を許します。1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 先ほどは失礼しました。

福祉灯油の支給事業にかかわって、灯油が高騰して、各家庭の経済に与える影響は非常に大きいと思うんです。特に低所得者に対する負担の軽減を図るということからすると、高齢者のみではなく灯油券の支給というのが必要ではないかと思うんですが、市民税の非課税世帯数は幾らになっているか、また、その非課税世帯に対して給付しようとした場合、その金額等幾らになるか試算をしてみたかどうかお伺いしたいと思います。

それから、灯油を購入するに当たって、ほとんどは市内の販売業者になるかと思うんですが、その販売業者は久慈市の指定業者になっているかどうか。つまり、各家庭で灯油を購入する場合、指定されていない業者から購入しているようなことがあれば非常に不便を感じる家庭もあるのではないかと思うんです。市の

登録業者になっていない販売業者からも購入できるような方法が可能かどうかをお伺いしたいと思います。

それから、施設入所、あるいは長期入院者世帯は除くとあるわけですが、途中から入所する、あるいは退所するというのが当然出てくると思うんですが、申請時点で在宅していれば給付を受けることができるかどうかお伺いします。

それから、生活保護世帯にかかわってですが、生活保護費の方で、今回の石油の高騰に伴うことでの給付というか、生活保護費の支給の配慮といいますが、増額等があるのかどうか、その部分についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、請求漏れがないように。高齢世帯なんかで手続ができなかったり、あるいはどのようにすればいいかわからないということで請求漏れがないようにしなければならぬと思うんですが、その場合の手だて、民生委員等さまざまな方からの援助等も必要かと思うんですが、そういう手だて等についてはどのように考えているかお伺いいたします。

以上です。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 順不同のお答えになるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、2番目でございますけれども、販売業者については市の登録業者かということですが、そのとおりでございます。今、市内の23登録業者を予定してございます。

今、議員からご質問のありました、登録業者以外で灯油を扱っている店も市内には数店ございます。しかしながら、私ども、市の物品購入につきましては必ず登録業者ということで想定しているものでございます。いずれ市内の各地域ごとに登録業者はございますので、やはり今回のものについては登録業者を通じて購入していただきたいと考えているところでございます。

次に、3番目のご質問でございましたけれども、施設入所者、それから長期入院されている方、これらの方が途中で退院したり途中から入ったりした場合ということでございますけれども、これは、申請時点において在宅であればそれは認める方向で今、検討しているところでございます。

4番目の、生活保護についての考え方というふうにとらえましたけれども、生活保護受給者につきましては

は、国において毎年度、生活保護基準につきましては改定してございますし、これは消費生活の実態に即して基準改定しているものでございます。

また、ご承知かと思うんですけども、冬季部分については冬季加算というふうな加算制度もございまして、これにつきましては、例えば久慈市でありますと、2人世帯で月大体1万8,000円強を採暖費として加算してございます。これにつきましては、そういうことで、国において何らかの措置がされるものと考えてとらえているものでございます。

それから、4番目の周知手段というふうにとらえましたが、請求漏れ云々ということですが、これにつきましては、私ども、今回の灯油券の支給事業につきましては、本日、議会で議決いただきましたならば直ちに、手前どもで既に対象者名簿を作成しまして、対象者を極めて100%に近い精度で洗っているつもりでございます。これにつきましては対象者につきましては、申請書を各対象世帯ごとに送付予定でございます。そして、2月1日号の広報等でも周知を考えてございますし、それから民生委員さんの話もございましたけれども、実は先月、民生委員児童委員協議会 地区民協が行われたんですが、その際、民生委員さん方ともいろいろ意見交換してございます。いずれこういうふうな動きももしかすればというふうな話で意見交換しているものでございまして、民生委員さんのご協力もいただきたいと思います。

それから、1番目の非課税世帯につきましては、ちょっと今、数字が手元にございませんので、取り寄せて答弁したいと思っています。ご了承願います。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 生活保護世帯についての冬季加算については通常の場合であっても加算が行われているわけですが、今回の灯油の高騰に伴う部分についてもぜひ配慮はしていかなければならないと思うんです。これは国の基準等もあるわけですが、そのことについて今後国の動向だけ見ていくのか、あるいは市としても考えていくのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 外館副市長。

副市長（外館正敏君） 生活保護世帯に対する考え方でありまして、先ほど部長から答弁申し上げているとおり、消費者物価等を勘案しながら生活保護

世帯の基準改定を毎年行っているわけでありまして。昭和48年の石油危機のときでありますけれども、年度内に2回ほど基準改定を実施したり、特別一時金を支給した経緯もあります。そういうふうなことから、今回、石油価格等の高騰により最低生活の維持が困難と国が判断した場合には、やはり何らかの基準改定があるものと考えているところであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） いわゆる福祉灯油問題については、昨年12月に私どもが要請してきた経過からしても大変大事な施策だと思っているところで。

そこで、より充実をさせたいという思いからお尋ねしたいと思います。

一つは、支給対象世帯の8番目にうたっている「その他特に市長が認めた者の属する世帯」、これについて、どういうものを想定しておられるのかというのが第1点です。

一つは、いわゆるボーダーライン層といいますが、要保護、準要保護の児童・生徒に対して行われている就学援助の対象世帯ですね。いわゆるボーダーライン層に属して、ある種一番大変な層かなというふう思うんです。そういう点で、この中に就学援助を受けている世帯を対象として見ておられるのかどうか。これはやっぱりぜひ見ていく必要があるのではないかという思いからの質問です。

第2点は、先ほど来出ていますが、いわゆる生活保護世帯の問題です。確かに冬季加算はあります。それから基準額、この地域でいえば3級の1ですか、それに伴って冬季加算があります。しかし、これは昨年4月からの適用です。私の知る限りでは、今度の原油の高騰に伴っての冬季加算の見直しというのは、残念ながら今の段階では政府からまだ出ていないですね。

政府の対応は、昨年10月26日付、厚生労働省社会・援護局保護課保護係長の名前ですね。灯油購入助成の生活保護上の取り扱いについてという文書が各自治体に出されていると思うんです。その中で、いわゆる福祉灯油を生活保護世帯にやった場合にも、それは収入認定はしないと。各自治体の独自の判断でおやりになった場合は収入認定にはしない。しかも、これは8,000円をうたっているわけですが、8,000円を超えた場合でも、それは柔軟に対応するという通知が

出されています。ということは、福祉灯油を生活保護世帯を対象にしても何ら差し支わりはない。流れからすれば当然だということになるかと思えます。

そこで、県内の各市を見ても、多くは生活保護世帯も対象にしているというような流れから、これはぜひ対象とすべく検討していただきたいという点が第2点です。

第3点は、農林漁業にかかわってのいわゆる燃費の問題で、減免軽油の普及ですね。これは従来制度としてあって、利用するのに、手続といいますが書類、なかなか厄介で、余り利用されていないという状況があるようです。今回こういう状況の中で、県も手続を何とか簡便にして普及を図りたいというような意向もあるやに聞いているわけですが、その点で、市の対応もこの普及、あるいは周知徹底に努力をされてしかるべきだと思うんですが、お尋ねいたします。

以上、3点。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 私の方から最後を除いて答弁させていただきたいと思えます。

まず、支給対象のその他の世帯というのは例えばどういうものを想定しているんだということでございますけれども、対象の中に母子家庭、父子家庭というのがございます。ただ、市内には祖父母と子供さんだけの家庭も現実にご覧いただけます。お父さん、お母さんがいなくて、おじいさん、おばあさんが孫を見ている世帯、そういうふうな世帯を想定したものでございます。代表的なものはそういうものでございます。

それから、準要保護、要保護につきましては、実際の現実を検討しますと、基準値の生保の1.0基準以下の家庭も確かにあるとは思いますが、ただ、現実的に教育現場における認定基準はもう少し高いものと考えておりますし、準要保護世帯の場合、それを該当させたとしても、例えばの話、高校、大学、それから乳幼児なんかの、要するにそういうふうな家庭のところまでやるとちょっと私どもでは把握できないし、その辺については把握できないということでございます。

それから、生活保護世帯についての政府云々という話でございますけれども、これにつきましては、同じように総務省の方から特別交付税云々の関係の通知も来ているわけですが、その中においては、生活保護世帯については冬季加算ということで、原油高騰

対策の中で基準改定、寒冷地加算云々という項目もございまして。確かにその中身は、平成20年度における基準額改定とあるんですけども、その額の改定値と平成19年度の額は実は同じでございます。したがって、今、政府・総務省では、生活保護基準につきましても平成19年度、20年度を同じような段階で見ているこの数値を出しているものだと思っております。

それから県内でも、確かにご指摘のとおり生活保護世帯を対象にしているところもございまして。ただ、これにつきましては、先ほど来ご答弁申し上げましたことと、それから支障がないんじゃないかということがございますが、実は私ども、似たようなので、例えば歳末助け合いとかにつきましても生活保護世帯を除外してございます。これにつきましては、考え方といたしまして、いずれ生活保護につきましても100%最低限度の生活を国の責任において守るものだと。今回の趣旨につきましては、私ども、低所得者に対する考え方は、助成というか軽減でございます。したがって、生活保護世帯につきましては、もしやるのであれば、国の責任において100%最低生活を保障しなければならない。今回の事業の趣旨は、私どもは、困っている方に対して、全額ではなくて軽減する助成というふうな考え方で今回ご提案申し上げているものでございます。

私の方からは以上でございます。

議長（下斗米一男君） 中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 減免軽油というふうなことでございました。

これについては、制度としてはございます。これらの周知徹底につきましては、現在、県の取り組みとしても関係部局等との対策会議の中でいろいろ事務手続の簡便化等について検討中と伺っております。したがって、市といたしましても、こういうふうな例えば融資制度、減免制度あるいは支援制度等について、今後の取り組み状況がまとまり次第、生産者の方々に周知徹底を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 生活保護にかかわっての問

題については、私は、原油高騰に伴ってのマイナス要因は生活保護世帯も含めて直撃をされているわけで、これはやっぱり対応すべきだというふうに思うんです。政府の対応ということになれば、やっぱり冬季加算の上乗せ等、現下の状況に照らして、機会をとらえて政府に要望することが、先ほどの答弁からすれば大事だと思うんですが、その点はいかがでしょう、改めてお尋ねいたします。

それから、いわゆる就学援助にかかわって、その把握が困難だというふうに聞きましたけれども、就学援助は教育委員会の方で把握しておられるわけですよね。その点からすれば把握は困難だということにはならないのではないのでしょうか。

しかも、たしか洋野町、野田村等でも要保護、準要保護児童・生徒世帯は対象にしていると。そういう中であって、久慈市は把握が困難なこともあって出ないということではいかがなものでしょう。再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 先ほどの質問で、それでは政府にこれについて検討するように要望した方がいいのではないかというご意見と賜りましたけれども、これにつきましても、生活保護制度そのものについてはやはり国の責任においてなすべきものととらえておりますので、これは国の判断によるものと、そういうふうに考えてございます。

それから次に、要保護、準要保護の関係ですけれども、準要保護、要保護の世帯について把握できないと答弁したつもりはありません。実は、準要保護、要保護についてもすべて手前どもでも把握してございますけれども、答弁しましたのは、準要保護等の義務教育の場合、小・中でございます。先ほど私答弁したのは、いわゆる小学校就学前、それから高校生以上、それらについて不公平が生じるのではないかと、そういうふうなことで答弁したつもりでございます。

それから、保留中の答弁をしてもよろしいでしょうか。

議長（下斗米一男君） はい。

福祉事務所長（菅原慶一君） 保留しておりました梶谷議員に対する答弁についてお答えしたいと思います。

市民税非課税世帯は幾らあるのかということでござ

いましたけれども、電算処理上ということで、非常に申しわけないんですけども、非課税世帯というふうなとらえ方はできません。久慈市の納税義務者は個人で1万3,700人程度ととらえてございますけれども、今回につきましては、その中から手作業等を通じて65歳以上の世帯等を把握したものでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 先ほど総括質問で県の助成の内容についてお話ししましたけれども、予定だということですが、15日現在で県内の様子を見ますと、生活保護世帯にまで受給を拡大しているのは盛岡市、一関市、それから陸前高田市、釜石市、たしか奥州市もそうだし、近くは田野畑村がそうなっています。これは、県が方針を出す前に既にそれぞれの自治体では協議をしてそういう方針を出した。部長は、久慈市では協議した結果、対象外にしたという答弁でございました。しかも理由は、生保は国の責任でやるのだからいいんだというふうな、何といいますが、そういう答弁でありました。

これは秋田県も県で対応するということが出た中で、やっぱり自治体の対応が二つに分かれております。前向きに検討したいという自治体と、今、久慈市が言った、生保は国の責任、国にやってもらいたいという方針を出している自治体があるようです。私さっき聞いたのは、県とすれば、「また、これら世帯に準じる世帯であって」というところは当然生保も考えられると私は思うわけですが、そういった方針が出る以前からやっている自治体がある中で、やはり久慈市としても、県からそういう方向で方針が出た以上、支給の方向で検討してしっかりと対応すべきだと私は思うんですが、そういった点での考え方。

他の自治体では既に、県の方針が出る前にそういった方向でやっているわけです。他の自治体は他の自治体ということかもしれませんが、それぞれ自治体が違いかもかもしれませんが、受ける側はそういった形で受けるわけですから、ぜひ久慈市においても見直しの検討をして、何回臨時会があってもいいわけですから、必要な場合は議会を招集すればいいわけですから、そういった対応をやっていただきたいと思うんですが、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（下斗米一男君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 支給対象範囲の考え方について、生活保護世帯ということを出されてのご質問ですが、県内各市町村、それぞれすべて統一ということではないと思っております。例えば、私どもは65歳以上の方々を対象にしたいと考えているわけですが、自治体によっては70歳以上を対象とするというようにくりもしている。それぞれの地域、地域の実情、実態に合った形でこれは組まれていると考えております。したがって、今、生活保護世帯が加わっていないから、それは他の市町村に比べて劣悪な支援であるというご指摘にはならないだろうと私は思っております。

いずれ、この対象者数、世帯数、こういったものを考えながら、しからば久慈市としてその財源を充てられる限度は何か、ぎりぎりのところを考えながら、なるべく対象範囲を広げようという方向の一つには65歳以上という決めをしている。こういったこともございますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

なお、県の方針についてでありますけれども、これは、県の方針が出されるのを待っていたのでは、その時期を失するだろう、こう考えております。したがって、私どもは今の時点でベストな形がこの案であるということで議会にお示ししたものでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 市長の考え方は市長の考え方ですから、それはそれとして受けとめますが、しかし、やはりそれぞれ自治体の自由があって決めているわけですし、久慈市としても、これからも期間があるわけですから、この案で3月31日までの使用期限がありません、3月補正の議会もあるわけですから、そういった意味では、そういう検討も私はやってしかるべきだということふうに思います。

もう一点、これは仙台市の施策ですけれども、民間福祉施設への暖房用の燃料費の助成も対象にしているわけです。例えば障害者施設、児童福祉施設、認可保育所、養護老人ホームなど、例えば定員1人当たり2,800円から1万2,000円というふうになっているようですが、こういった点での検討はなかったのか、あるいは検討する予定はないのかお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 福祉施設に限定して答弁させていただきたいと思っております。

福祉施設につきまして、例えば介護関係の施設、それから他の福祉六法関係の施設、いろいろございますけれども、これにつきまして、基準等につきましては国の基準がやはりございます。基準につきましては、当然寒冷加算やら、それから施設等における採暖加算、これら等もすべて基準が決まっております。したがって、市町村単独で云々というよりも、やはりこれは国の動向を見きわめながらそれについては見守らなければならない、そういうふうと考えております。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

議長（下斗米一男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで第6回久慈市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会